

東広島市農業委員会令和2年12月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月24日(木) 午前9時30分から10時55分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	10	岡本義則
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
14	古川國昭	15	原茂正	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり	24	瀬戸則昭		

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
6	小倉亜紗美

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 18番 在間輝昭 委員 19番 仲伏英雄 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について (別紙1)

- 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 66 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（買受適格証明分）に対する許可処分について
- 報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 42 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 43 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
- 報告第 44 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 45 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課係長		柴 田 幸 治
生活環境部安芸津支所地域振興課主査		林 越 貴 良

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任 崎 里 恵

議長	<p>それでは、これより12月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>在任委員数24人中、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、18番在間委員さん、19番仲伏委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和2年12月24日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、会期は令和2年12月24日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず初めに、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をしていただき、利用集積率については事務局から説明をいたします。</p>
崎里主査	<p>議長、農林水産課崎里</p> <p>私から、総会議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は392件、総面積は1,374,530.90㎡となっております。</p> <p>所有権の移転は1件で、面積は1,323㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月25日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
定井農地保全係長	<p>事務局からは、利用集積率について説明いたします。</p> <p>今回の利用権についてご決定いただきましたら、全体の利用集積率が24.04%となります。前回12月4日公告時点の集積率が23.86%でしたので、0.18ポイントの増ということになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しました資料1にありますように、原委員、古本委員、脇坂委員、在間委員、黒川委員、住井委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括させてもらって審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、関係者分について先に一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 原委員、古本委員、脇坂委員、在間委員、黒川委員、住井委員、退室 >
議長	<p>それでは、議案の事案のうち、議案第62号の関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第62号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第62号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。それでは、関係委員の方は入室してください。お願いいたします。
	< 原委員、古本委員、脇坂委員、在間委員、黒川委員、住井委員、入室 >
議長	続きまして、議案の事案のうち、先程、異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
古川みどり 委員	23番古川です。畑とか田んぼを借りて作られるのに使用料の金額がまちまちなのですが、1反当たり1万円以上の使用料を払われるのは何の作物を作っておられるのか教えてください。例えば50ページの●●さんが借りられる1反当たり1万5,000円とか、101ページの●●さんが借りられるところは1万円になっています。それから、1,500円とか1,300円とかというのがあるのですが、これは金額があまりにも低いので、多分水代じゃないかと思うのですが、そんなことを備考の欄に書いてもらうことはできますか。
坂見 主任主事	今回、備考欄に記載していませんでしたので、今後、特に金額が多いところ、1万円以上については作物等、具体的なところを記載させていただきたいと思います。
古川みどり 委員	分かりました。よろしくお願ひします。それと今回載っているものは分からないですか。
坂見 主任主事	すいません。ちょっと調べますので少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。
議長	他にはご意見はないですか。
	< なし >
議長	ないようですので、採決に入ります。 議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の崎里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
坂見 主任主事	議長、事務局坂見 先程の作物のことを説明させていただきます。 まず、93番の●●につきましては、畑でコマツナ、アスパラとなっております。コマツナ、アスパラでございます。それから、182番の●●については、長ネギ、アスパラ、ナスとなっております。
古川みどり 委員	金額が少ないところは、あれは水代ですか。1,300円、1,500円とか、800幾らとか。
坂見 主任主事	金額の少ないところ、無償のところもあります。要は草刈りですよ、畦の草刈りがなかなか大変であるということで、今回逆に草刈り料をいただくというところも出てきました。ですから、なかなか草刈りが大変ということで、賃借料も前よりは下がっているような状況です。無償もかなり増えております。
古川みどり 委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	続きまして、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
和田主任	議長、事務局和田 それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第63号について説明いたします。

和田主任

今月は18件の申請がありました。内訳は8ページに記載のとおりです。
内容については、座って説明させていただきます。

それでは、137-1から141-5について、関連しますので一括して説明します。

このたび、土地改良区の解散移行手続のため、財産処分を行う必要があることから、隣接する農地の所有者へ売買により所有権移転を行うものです。それぞれ受人は必要な農機具を保有されており、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、142-6でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本申請地は、●●の北西200mのところにある市街化区域内農地です。隣接地でアパートを建築するため、境界を直線で分筆し、それぞれはみ出している部分の土地を交換することとなったものです。本申請地を含めた受人の経営農地では今後も水稻作付を続けられる予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、143-7でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、144-8でございます。

親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。このたび共有者である渡人2名から持分の移転を受け、許可後は受人が全て所有し、耕作する予定です。隣接する田については受人が単独で所有していますが、本申請地と合わせて1枚の田となっており、引き続き水稻を作付される予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、145-9でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、146-10でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、147-11でございます。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、148-12でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、149-13でございます。

兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、150-14でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●市内で飲食店を経営されています。自作した米を店で使用したいとの思いから、このたび拠点となる空き家と同時に農地を取得することとなりました。申請地では主に水稻を作付予定であり、その他季節野菜や果樹を作付予定です。受人には2人の労働力があり、近隣の知人から営農指導を受ける予定で、必要な農機具も保有されています。

続いて、151-15でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、語学学校を経営されています。農業をしながら田舎暮らしをしたいとの思いがあり、空き家と同時に本申請地を取得することとなりました。現在受人は空き家に居住していませんが、春には移住予定であり、現在家屋と農地の管理を一任している知人と共同し、本格的に農業経営に取り組む予定です。申請地では麦、水稻のほか、ジャガイモやサツマイモ、タマネギなどの野菜を作付予定です。申請地の一部は長年耕作されておらず、荒れ地となっているものもありますが、現在、志和町にて農園を営んでいる知人から営農指導を受けながら技術習得を目指し、土づくりから始めて営農に取り組む予定です。

続いて、152-16でございます。

和田主任	<p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、153-17でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、154-18でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、18件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議長、事務局大下</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>今月は7件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号34-1は、高屋町造賀における墓地及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の東約400mに位置する調整区域内の第2種農地であります。申請者は、現在、●●にお住まいの方でございます。申請者の墓地は、申請地近くの山中にあり、墓参りに不便であったことから、実家近くの申請地に移転するということで転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく、既に墓地が設置されておりました。手続について不知であったということでございます。事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を行うことを指導いたしております。なお、墓地埋葬等に関する法律に基づく許可につきましても、事後ですが、現在、担当部局に申請書が提出をされております。</p> <p>続きまして、申請番号35-2から37-4までの3件につきましては、申請者及び転用目的が同一の案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>いずれも志和町志和東における太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●にあります●●方面から志和町に入りましてすぐ北上して東側に位置する調整区域内の第2種農地で、申請者は近隣にお住まいの方でございます。このたび、35-2、36-3、37-4とこの3か所の申請地にそれぞれ太陽光発電設備を設置し、売電をするため、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号38-5は、河内町小田における農地改良のための一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●に隣接する●●から西に約1km進んで●●沿いの市道を南に約400m進ん</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>だ調整区域内の農振農用地で、申請者は申請地に係る登記名義人の相続人でございます。近隣にお住まいの方でございます。このたび、市の小規模土地改良事業によるため池改修工事によって生じる泥、砂を耕土として搬入し、今後も田として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。本申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、本申請地におきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が設定されていることから、耕作者からは、この農地改良を行うことについての承諾書をいただいております。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>続きまして、申請番号39-6は、高屋町高屋堀における農地改良のための一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の東側に位置しております●●から北東に約200mのところを位置する調整区域内の農振農用地で、申請者は近隣にお住まいの方でございます。このたび、それぞれ段差のある2筆の申請地、ここに段差があり、ここにも段差がございます、それぞれ段差のある2筆の申請地に●●の許可採取場から真砂土を搬入してこの段差を解消し、引き続き田として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。本申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でありますことから、先程の案件と同様に農用地区域内農地の不許可の例外の規定に該当するものでございます。</p> <p>最後に、申請番号40-7は、西条町御菌宇における広場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南側、●●から南に約200mに位置する調整区域内の第2種農地で、申請者は近隣にお住まいの方でございます。このたび、申請地にテニスコートを設置し、テニス以外にも近隣の子供が野球をするなど、地域の遊び場として利用できる広場とするために転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地におきましては、既に土地が造成されており、これも手続に不知であったという事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続をするように指導をいたしております。</p> <p>以上の7件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、これらの議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号38-5及び39-6につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、10ページ、38-5、39-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、10ページ、38-5、39-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>

議 長	事務局の説明を求めます。
津山主査	<p>議長、事務局津山</p> <p>それでは、総会議案の12ページをご覧ください。 議案第65号について説明します。 今月は19件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の16ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 277-1について説明します。 庭敷への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび居宅の隣接地である申請地を庭敷として取得するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 278-2について説明します。 資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業や土木建築コンサルティング等を営む会社です。現在、申請地の隣接地を受人が所有し、息子の会社とともに資材置場として利用しています。このたび、事業拡大に伴い、現在の敷地では手狭となることから、既存敷地と合わせて申請地を一体的に利用したいため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。 279-3、280-4は同一案件ですので、一括して説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に居住し、コンビニエンスストアの経営をされています。このたび、店舗の駐車場が手狭であり、駐車場の拡張を目的として隣接する本申請地を店舗用駐車場に整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。 続いて、281-5について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、し尿収集運搬業を営む会社です。このたび手狭となっている事業用車両の駐車場を拡張するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。 282-6、283-7は関連しますので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。 284-8について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。このたび事業所に隣接する本申請地を資材置場として使用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、申請地の一部は既に農地以外の利用がされており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。 285-9について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に居住し、建設業を営まれています。このたび購入した居宅に近接する本申請地を工事用車両の駐車場として利用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。 286-10、287-11は同一案件ですので、一括して説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業を営む会社です。このたび、本部機能を集約した新店舗を建築するに当たり、隣接する本申請地を従業員並びに来客用駐車場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。なお、申請番号286-10の農地は、令和2年2月総会で受人による店舗建築のための駐車場及び資材置場として一時転用許可済みです。所有者はこれまで知人に耕作を依頼していましたが、今後耕作する意思もなく、本申請に当たり、使用中の作業員の車や資</p>

津山主査	<p>材、碎石などを撤去された状態で申請されています。また、農振農用地からは令和2年11月17日付で除外済みです。</p> <p>288-12について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、289-13、290-14については同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅3棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>291-15について説明します。</p> <p>駐車場への一時転用事案です。受人は●●に基づき、●●の敷地を主とした小中一貫校を建設する計画で、本申請地を現場作業員用駐車場として令和4年2月28日まで一時転用しようとするもので、転用後は畑として復元する計画です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。</p> <p>292-16について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業を営まれています。このたび、現在使用中の隣接地と合わせ、申請地を利用したいため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、本申請地は既に一部使用されており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>293-17について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営まれています。受人は申請地周辺に複数の管理物件を持ち、その管理用の資材置場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。</p> <p>294-18について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在実家に居住されていますが、手狭となったため、実家に近い本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。なお、本申請地は既に土が入っており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。また、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>295-19について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●に●●工場を持ち土木建築業を営む会社です。このたび手狭となっている従業員用の駐車場を拡張するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。</p> <p>以上の19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから上程いたしました。上程議案中、番号278-2から280-4、285-9については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
古川みどり 委 員	<p>23番古川です。今回は始末書徴取がいっぱい出てきたのですが、始末書を書く前に周知徹底とかというのは無理なのではないでしょうか。前回のときも始末書を取ってと言われたので、その前に業者にも知らせるといふことに力を注いだらどうかと思います。一般の人は多分、分からないと思います。業者がいいって言うのだから業者にお任せという感じでやられるのだと思います。墓を建てるのでも、農地パトロールをしたときに墓が既に建っていたということもありましたので、墓の業者に農業委員会に許可を得ないと施工できませんよっていうの</p>

古川みどり 委 員	を伝えておれば許可が下りてからされるようになるのではないかと思います、いかがでしょうか。
大 下 局長 補佐	おっしゃるとおり、このたび事後の申請が多く出ておりました、始末書を徴取したところではございますが、事業者、手続を代行する行政書士も含めて、農地を農地以外のものにするときには必ず手続が先行するということはその都度説明をして指導をしておるところではございます。市のホームページにも手続等を掲載してはいるのですが、広報紙に載せるなどしてさらにPRしながら業者に周知徹底を図って行って、このような事案をなるべく少なくしていきたいとは考えております。
古川みどり 委 員	農業者の人は多分無関心の人が多いと思います。業者に任せとけばオーケーと思うから、業者に強く周知徹底のほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。
大 下 局長 補佐	おっしゃるとおりでありまして、実務的に実際に施工されるのはほぼ業者の方、土地もそうですし、造成も業者の方がされるわけですが、周知はいろいろ方法を考えながら、個別指導はもちろん、さっき申したとおり、行ってはきましたが、例えば業界にお願いするとかそういったことを今後は考えて検討していきたいとは思っています。
古川みどり 委 員	始末書が多いということはそれだけ農業委員会のほうで違法な転用を少なくするため指導されているので始末書が出てきたのだと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。
議 長	その他ご質問、ご意見はございませんか。
住 井 委 員	13番住井です。合併で新市になったときに、原状復旧をしないと転用の認可をしないということを当時の事務局職員さんが言われたのですが、今は原状復旧をして元に戻さないと認可しませんという指導はされていないのですか。
津 山 主 査	現在の違反転用に対する対応としましては、手続は全てそうですが、農地法の関係事務処理要領というものに基づいて対応しております。皆様にお配りしております事務処理要領の中にも、ページで言えば34ページに違反転用に対する対応というのを今現在こちらに基づいて対応を行っております。その中で、追認許可というものとして、農地法の4条なり5条なりの許可を受けずに農地転用を行っていた場合、原則として原状回復を求めるものでありますが、申請がなされて、それが許可の基準に合致している場合は許可をすることができるということになっております。しかしながら、追認許可をする場合に当たっては、今後そういったことが繰り返されないように始末書を徴取して追認許可を行うという対応を現在行っているところでございます。
住 井 委 員	では今まで原状復帰をなささいと言われたことは一回もないということですか。
津 山 主 査	今回でも原状復旧可能なものは原状復旧をお願いしており、今も変わりはありません。
古川みどり 委 員	以前、原状復帰できないので、どうしたら良いのか考えていたところがあります。転用の申請をして適正に処理できるのであれば、それはその人にとってもいいことですし、農業委員としての役目も果たせるので、ちょっと話を持っていきたいなという方がいますが、それでもよろしいでしょうか。
津 山 主 査	先程、申し上げましたとおり、原則として原状復旧を求めるというのは変わらないんですが、現状として許可を取らないまま行っておられるものの中で、許可基準を満たして許可を本来取ることができる、そういった案件につきましては許可申請を指導していくことになると思いますので、そういった話を事務局のほうにも相談していただきながら対応いただければありがたいと思います。
古川みどり 委 員	それでは相談に行きますので、よろしくお願ひします。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。
古 川 國 昭 委 員	14番の古川ですが、ちなみに1つでもいいから始末書の文面を紹介していただきたいのですが。
大 下 局長 補佐	文面はこちらが用意するのではなく、相手方に対して始末書ですので、行った違法ではありますので、そういったひな形に基づくものではないものを徴取しております。 それで、文面の紹介ですが、例えば4条で今回墓地を先に築造されて、後になって手続が必要であったということが分かった案件につきまして書いて出されたのが、文面を紹介しま

大 下 局 長 補 佐	すと、「私は墓地埋葬等に関する法律、関係法令の知識が浅く、無断で土地に墓地を設置してしまいました。ここに謹んでお詫びを申し上げます。今後は法令違反がなきように手続を行うことといたします。」として位置と概要が書いたもの、これは本人が書かれたものでございます。このような始末書の出し方、書き方は人それぞれちょっと違うところがありますけども、このように自書的に出していただいております。
古 川 國 昭 委 員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。
岡土居委員	7番の岡土居です。始末書というのは誰から徴取されているのですか。土地所有者もあるでしょうし、行政書士、業者も考えられますが、教えてください。
津 山 主 査	始末書につきましては、許可申請者から徴取をすることにしております。土地所有者が自分が取得したときには既にこうなっていたとか、相続された土地がそういった農地になっていたというような場合、どういう形で始末書を徴取するか難しい案件もございますけれども、原則的に許可申請者から徴取をしております。
岡土居委員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。
三 見 委 員	1番三見です。事務局の菊田さんや大下さんに見てもらったのですが、私の地区で圃場のかさ上げをするということで土砂、残土を入れているところがあります。その人は、建設許可も何も持っていません。その人は、おそらく新しい法人の中の構成員の担い手に上げられている人だと思います。それで、その土地も、中間管理機構が預かるとる土地かどうかは把握してないですけど、そういうことがされているわけです。それで、その人がやっているのはこのたびだけじゃないわけです。ほかにも関係しています。その人は個人から言われてかさ上げするのか、圃場整備するのか、分からないのですが、今回その貸している持ち主の人が今度始末書を書くわけでしょう。その人は違反だと分かって何回もやっているのだから、何回もそういう報告をしていますので、私も事務局も現地の確認をしとるわけでしょう。だから、それは貸しとる人が始末書を書くのはおかしいでしょう。勝手にやっている人に始末書を書かさんといけないと思います。うちの地区はそういうのがちょっとひどいんです。
古川みどり 委 員	三見さん、そういうときには事務局に直接聞いて、これは許可が出てますかって聞いてみてください。
三 見 委 員	それは聞きました。
古川みどり 委 員	それで、どう言われましたか。
三 見 委 員	出ていませんって言われました。
古川みどり 委 員	そうしたら、その手続、農地転用の手続きをしてくださいとその業者の人に伝えればいいのです。
三 見 委 員	恐ろしくて言えないのです。
古川みどり 委 員	恐ろしいことはないです。
三 見 委 員	そういう業者かも分からないので。
三 見 委 員	個人で言えというのは、それは無理ですよ。
古川みどり	近所だからですか。
三 見 委 員	近所だからといって、私は業者の方をよく知りません。それを私がいきなり行って、事務局が言われてるからやめてくれなんてよう言いません。
古川みどり 委 員	それをやるのが担当地区の委員ですよ。
三 見 委 員	え、そうなんですか。
古川みどり 委 員	農業委員は担当地区でみんな頑張ってるのだから、頑張っていくんですよ。
三 見 委 員	頑張っていくって言われても。

住井委員	そこまでの権限が無い。
三見委員	言って分かる人ならもうやめていると思うし、だからもう言ってもしょうがないというのもあるから、私は事務局に言うしかないんです。行政のほうから言ってもらわないと。
古川みどり委員	でも、業者に一応お知らせするというのもいいのではないですか。
委員	なら、事務局から直接言ってもいいのではないですか。
定井農地保全係長	具体的に指導云々のお話もありましたけれども、そういった制度、農地法の許可が必要な場合には手続が必要ですよということ自体は農業委員さんのほうからも、そういった業者さんがもし無断で転用されているような案件が見受けられましたら、そういった制度がありますよということをご周知いただいても、それは農業委員さんの仕事としてはあり得ると思います。
三見委員	それは相手によりますよ。
古川みどり委員	だから、1人が無理だったら一緒に行きますから頑張ってください。
住井委員	とにかく事務局が東広島市の建設指定業者へ向けて一文送ったらどうかなと思います。農地を使用する場合は転用が必要ですよ。今、災害工事で田か採石場か分からんように土砂を盛り上げて何年も一時転用、大抵2年ぐらいはかかるのですが、でも安芸津はほとんど転用が出てないし、業者も市の職員も知っています。建設維持課も皆。それを指導しないという事は行政がとにかく縦割り行政で少しおかしいのではないかと思います。
古川みどり委員	以前、家を建てるのに農業委員会の許可が要る関係があっで一応審議したのですが、その審議する前にもう家は基礎工事に入っていました、えって聞いたら、もう建築許可をもらっているからとその本人は言うんです。でも、農業委員会ではまだ申請は出ていても許可は下りてなかったのですけど、何かもう市のほうで家を建てますというのは建築許可をもらっているのでもいいですか。それが下りた時点でもうオーケーだと思ってすぐ工事に入ったみたいですが、じゃあ農業委員は何だったののだろうかと思うこともありました。だから、やっぱり業者の人に徹底をして知らせておくっていうのも大切なことではないかと思います。
大月委員	9番大月です。今、三見さんが言われましたけれども、うちのところも田舎なので、山の中に新しい道路ができれば産廃とかいろんな業者さんが土地を売ってくれとか言って地域に入ってこられるんですね。それで、農地を売られた方があって、そこをいろんな使われ方にして買った人から転売、転売でいろんな業者さんが入ってきました。1件は残土処分地になりそれで下流の農地にすごい土砂が入ってくるという問題がありました。先程、言われましたけれども、業者さんは私一人で行けるような方ではないので、まず市役所に相談しました。●●町ですから●●の支所のほうで業者さんに指導してもらって、それで1年様子を見て、やはり大雨が降ったら溝に大量の砂が落ちるということで、農業委員と自治会長さんと地権者さんと行政とでやっぱり業者に来てもらって、市役所さんが土砂を直接流れないように貯めますを造るという指導をしてもらいました。もう一つ案件もあるのですが、農業委員1人では対応できないことがあるので、最初に動いてもらうのはやはり行政じゃないかなと私は思います。そこへ地域の人とか自治会とかそういったものと一緒対応してもらう。全てを農業委員に一任されたら、ちょっと荷が重いんじゃないかなという気はします。
岡土居委員	造成は規模の大きいのが小さいのがありますが、開発指導課が係わってくるので農業委員会と同時申請がいきます。業者は許可が下りないと工事に入れず、お金ももらえないので、下りないことを一番恐れます。開発指導課と一緒にやったら大分効果が違うと思います。こういうことをしたらだめだという指導をしたら業者はしないと思います。 以上です。
議長	先程、農地へ許可なしで基礎工事をしたということですが、今現在は農地があってもそこに家が建つか建たんかというのはまず第一、道路とかいろいろな条件があるので、それでほとんどが建築指導課かそういうところで協議し、建築可能な農地については農業委員会で許

議 長	可して家は建つので、どこでも建たないですね、建築についてはそういうことを踏まえて今はやっています。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	農地転用については今言われたようなところも連携しながらやっていきますので、よろしくをお願いします。 ほかにご意見がありませんので、それでは採決に入ります。 議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの278-2から280-4、14ページの285-9については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの278-2から280-4、14ページの285-9については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第66号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
坂 見 主 任 主 事	議長、事務局坂見。 議案の17ページをご覧ください。 議案第66号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。 内容については、座って説明させていただきます。 18ページをご覧ください。 申請番号1番、●●から南に位置します空き家に附属する6筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、いずれの農地も耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第66号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第66号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定いたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第40号から報告第45号について事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第40号から報告第45号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づき、事務局において専決処分をしたものでございます。 私からは、報告第40号から報告第44号までを説明させていただきます。

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、一部説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>1 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第40号「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格証明分）に対する許可処分について」でございます。</p> <p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、本年6月の総会におきまして、裁判所において競売に付された農地を耕作目的により取得するため、この申請人が入札参加資格を有することの買受適格証明の申請をされた事案につきまして、証明するとの決定を既にいただいております。その後、申請人は競売において当該農地を落札され、農地法第3条の規定による所有権移転の申請をされたため、許可処分をいたしましたものでございます。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4 ページと5 ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第42号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7 ページから9 ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は14件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第43号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>11 ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用につきましては、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第44号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>13 ページをお願いいたします。</p> <p>申請番号の2-1につきましては、本来であれば本年9月の総会で報告すべきところ、失念しておったものでございます。誠に申し訳ございません。今月分の1件の届出受理と併せて今回報告をさせていただいたものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>定 井 農 地 保 全 係 長</p>	<p>それでは、私からは報告第45号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分したものでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項の14ページからでございます。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、河内町河戸の農地について、15ページの下に掲載しておりますように、田9筆、10,499㎡、すいません、㎡の単位が抜けておりました。申し訳ございませんが、加筆いただければと思います。畑1筆、763㎡、合計10筆、11,262㎡を非農地として判断するものでございます。これらにつきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認した際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長	次に、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
古川みどり 委員	私は今、農業委員会の女性部長と、それから広島県の農業委員会ウーマンネット広島の理事をさせてもらっています。この間の総会の際に全国農業新聞の勧誘のことを言われましたが、私たち女性はいろいろ活動をやっております、中四国ブロック大会、総会、それから年に1回の東京での全国大会とかに行かせてもらっています。いろいろ行事をする中で、やはり資金が必要になってまいります。このたび全国農業新聞を購読していただくと、購読料の何割かがウーマンネット広島のほうに手数料として入ることになっておりまして、随分助かっております。この間もまだ購読しておられない方がおられると言われたので、ぜひ女性農業委員の活動にご協力していただいて、この場をお借りして購読のお願いをさせてもらおうと思いました。それで、地区協議会の際にでも最適化推進委員の方や一般の方でもいいのですが、ぜひ全国農業新聞の購読を勧めていただくようお願いいたします。
議長	ほかに何かありますか。
定井農地 保全係長	それでは、ご報告をさせていただきます。 まずは、今月12月9日に予定しておりました農業委員さんと推進委員さんとの全体研修会でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一旦延期とさせていただきます。各地区の幹事の委員さんにおかれましては、前日の急な連絡にもかかわらず各委員さんへのご連絡等ご協力いただきましてありがとうございます。当初予定しておりましたこの全体研修会でございますけれども、代替日として、今のところ、来月1月22日金曜日に予定しております。会場は、当初の予定どおり、JAさんの会議棟で行う予定でございます。開催通知につきましては1月初めに改めて送付をさせていただく予定でございますけれども、コロナの状況によりましては再度検討させていただく場合もあろうかと思っておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。 次に、総会スケジュールについてでございます。 本日お配りしております資料2、令和2年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。 総会スケジュールの変更につきましては前回の11月総会の際にも変更のお知らせをさせていただいておりますけれども、その後、来月1月総会につきましても開催時間、それから開催場所に変更が生じておりますので、ご報告をさせていただきます。 来月1月総会につきましては、当初開催時間15時からであったものを午前10時からと変更になっていること、それから開催場所につきましても当初はJAさんの会議棟であったものを本日と同じ市役所本館8階の全員協議会室に変更となっております。 また、来年2月以降の総会につきましても、開催場所等に変更が生じる可能性がございますので、委員の皆様には何かとご迷惑をおかけしますけれども、よろしくようお願いいたします。 説明は以上でございます。
古川みどり 委員	研修会はいつだって言われましたかね。
定井農地 保全係長	研修会は1月22日です。
議長	ほかにございませんか。
住井委員	全国農業新聞は委員全員が購読しているのではないですか。購読していない方を教えてください。
本越局長	事務局にはありますが、今、手元には資料が無いので分かりませんが全員が購読されているわけではないです。
住井委員	全員に購読してもらおうようにしましょう。
古川みどり 委員	個別にお電話しますので、よろしく申し上げます。申込書も送ります。以前は全国農業新聞を購読するのが強制でしたし、そうしないといけないと思っていました。内容は農業委員会の話が多いですけれども、農業の話とかイノシシの捕り方とかいろいろ載っています。農協の新聞、日本農業新聞とはまた違った意味で充実していますので、ぜひ読んでいただき

古川みどり 委 員	いと思い、ご協力をよろしくお願ひします。
議 長	農業新聞の関係ですが、申込用紙が事務局にありますので、いつでも手続をお願ひします。よろしくお願ひします。 ほかに何かありますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦勞さまでした。それでは、大月職務代理者から次の総会について報告をお願ひいたします。
大 月 職務代理者	失礼いたします。先ほど事務局のほうから報告がありましたが、次回の1月総会は1月28日木曜日午前10時から市役所本館8階全員協議会室で予定しております。時間、場所ともに変更になっておりますので、お間違ひのないようによろしくお願ひいたします。
議 長	委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦勞さまでした。以上で12月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 19番 仲伏 英雄 委員